

# 令和7年度 成年後見制度利用促進体制整備研修

## 【総合的な権利擁護施策（意思決定サポーター）に関する研修】

### 開催要項

株式会社日本能率協会総合研究所

#### 1. 目的

本研修は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月閣議決定）に基づき、国が標準的な研修プログラムを策定し、市町村・中核機関・都道府県などで成年後見制度を含む権利擁護支援の推進に携わる職員を対象として実施するものです。

今年度は「総合的な権利擁護策に関する研修」として、「意思決定支援の確保を図る取組」に焦点を当てた研修を実施します。本取組は、意思決定支援を必要とする者が適切に支援を受けられるよう、中核機関において「意思決定サポーター」とその利用希望者をマッチングし、利用中のフォローまでを一体的に行うものです。

本取組は、令和7年度補正予算において、成年後見制度利用促進体制整備推進事業の中核機関コーディネート機能強化事業のうち、「意思決定支援の確保を図る取組」として示しているものに相当するものです。

本研修を通じて、意思決定サポーターの組織化やマッチング体制、フォローアップの手法を学び、既存のボランティアや市民後見人養成者等を含む多様な担い手による地域の権利擁護支援体制の構築を推進することを目的としています。

#### 2. 研修テーマ「意思決定支援の確保を図る取組」の概要

中核機関が中心となり、成年後見制度の利用開始前や受任者の調整、利用中、および制度終了の各段階において、本人の意思を継続的に反映させる支援体制を構築することが重要です。

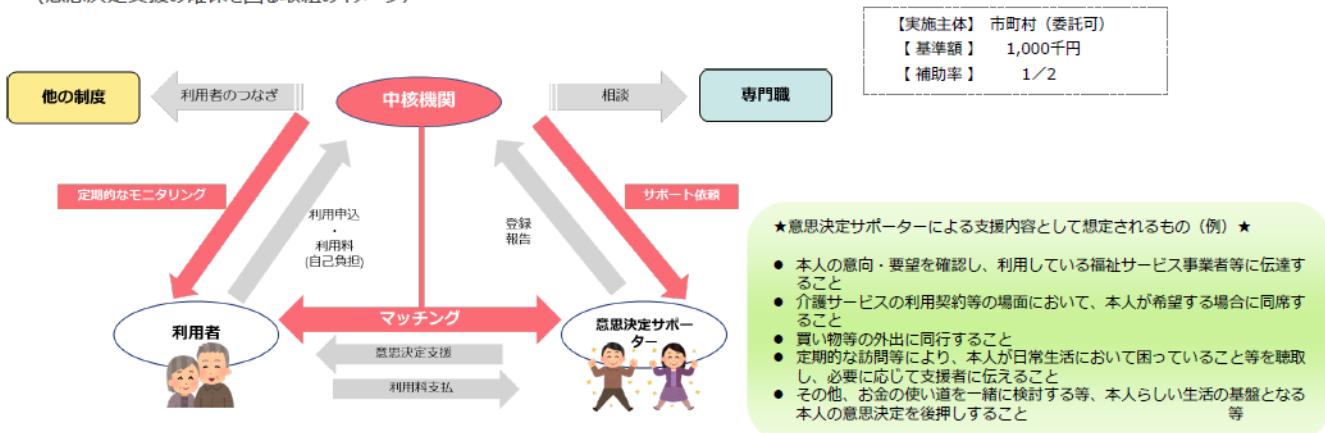
このため、第三者的な立場から中立性を確保しつつ、本人の状況変化に応じた権利擁護支援を調整できるよう、本人の立場に立って意思決定支援を行う者を含めた体制の整備を図ります。

具体的には、中核機関において、判断能力に課題がある人の価値観や選好に基づく意思の形成・表明を支援するため、地域住民や当事者、市民後見人養成者等を「意思決定サポーター」として組織化するとともに、本人の意向に基づきサポーターを選定・紹介し、活動開始後も定期的なモニタリングや助言、専門職への橋渡し等のフォローアップを一体的に行う体制を整備します。

## (参考) 意思決定支援の確保を図る取組 (中核機関コーディネート機能強化事業)

- 福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスの利用場面など社会生活における意思決定支援の確保は、それらのサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるために重要である。その際、本人と同じ生活者の視線をもつ地域住民や当事者が意思決定を支援することは、本人が安心して意思の形成、表明を行うことに効果的であるとされている。
  - このため、地域の実情に応じて、希望する者が意思決定センターによる支援を受けられるよう、中核機関が、意思決定センターと利用者本人とのマッチングや、その支援活動をフォローする等の取組の促進を図る。本人が、福祉サービスをはじめ、各種の生活支援サービスを利用している場合には、サービスの提供状況を見守り・確認することで、サービス提供事業者による関係性の濫用に対するけん制効果も期待できる。
  - なお、本人と意思決定センターとの間に信頼関係が構築されていることが意思決定支援の基盤となるため、社会生活における意思決定支援の場面でのみ意思決定センターが関わるのではなく、日頃から丁寧なコミュニケーションをとり、関係を築いておくことが必要となる。
- ※ 『意思決定支援』とは、「特定の行為に申し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考え方を引き出すなど、本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(R2.10.30意思決定支援ワーキング・グループ))とされている。

(意思決定支援の確保を図る取組のイメージ)



## 2. 受講対象・内容

研修の受講対象及び主な内容は下記のとおりです(研修プログラムについては、7頁の別表参照)。

対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村職員(中核機関未整備市町村含む)</li> <li>● 中核機関職員</li> <li>● 協議会等の委員</li> <li>● 受任調整に関わる関係者・専門職等</li> <li>● 都道府県成年後見制度利用促進担当職員</li> <li>● 都道府県市民後見人養成担当部署職員</li> <li>● 都道府県専門アドバイザー(候補者含む)</li> <li>● 市町村からの相談窓口担当職員</li> <li>● 都道府県社会福祉協議会職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村社会福祉協議会職員</li> </ul> <p>※日常生活自立支援事業の専門員や生活支援員含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民後見人(養成者含む)</li> <li>● 法人後見実施団体職員</li> </ul> <p>※法人後見の支援員含む</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職及び専門職団体関係者</li> <li>● 当事者団体の関係者</li> <li>● 市民後見人養成に関わる関係者</li> </ul>
主な内容	<p>意思決定センターの組織化やマッチング体制、フォローアップの手法などの習得など</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 講義</li> <li>「意思決定支援を確保するための取組」や「意思決定センター」の役割・意義を解説します。</li> <li>② 実践報告</li> <li>参考となる取組を実施する市町村の実践報告を行います。</li> <li>③ 演習</li> <li>意思決定センターの具体的な活用方法や、市民後見人等を含めた権利擁護支援の担い手確保などを検討するグループワークを行います。</li> <li>④ オンデマンド動画</li> <li>本取組の基盤となった「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関連する動画や各種ガイドラインのポイントが学べる動画の視聴ができます。また、参考資料及びツール等をダウンロードできます。</li> </ol>	

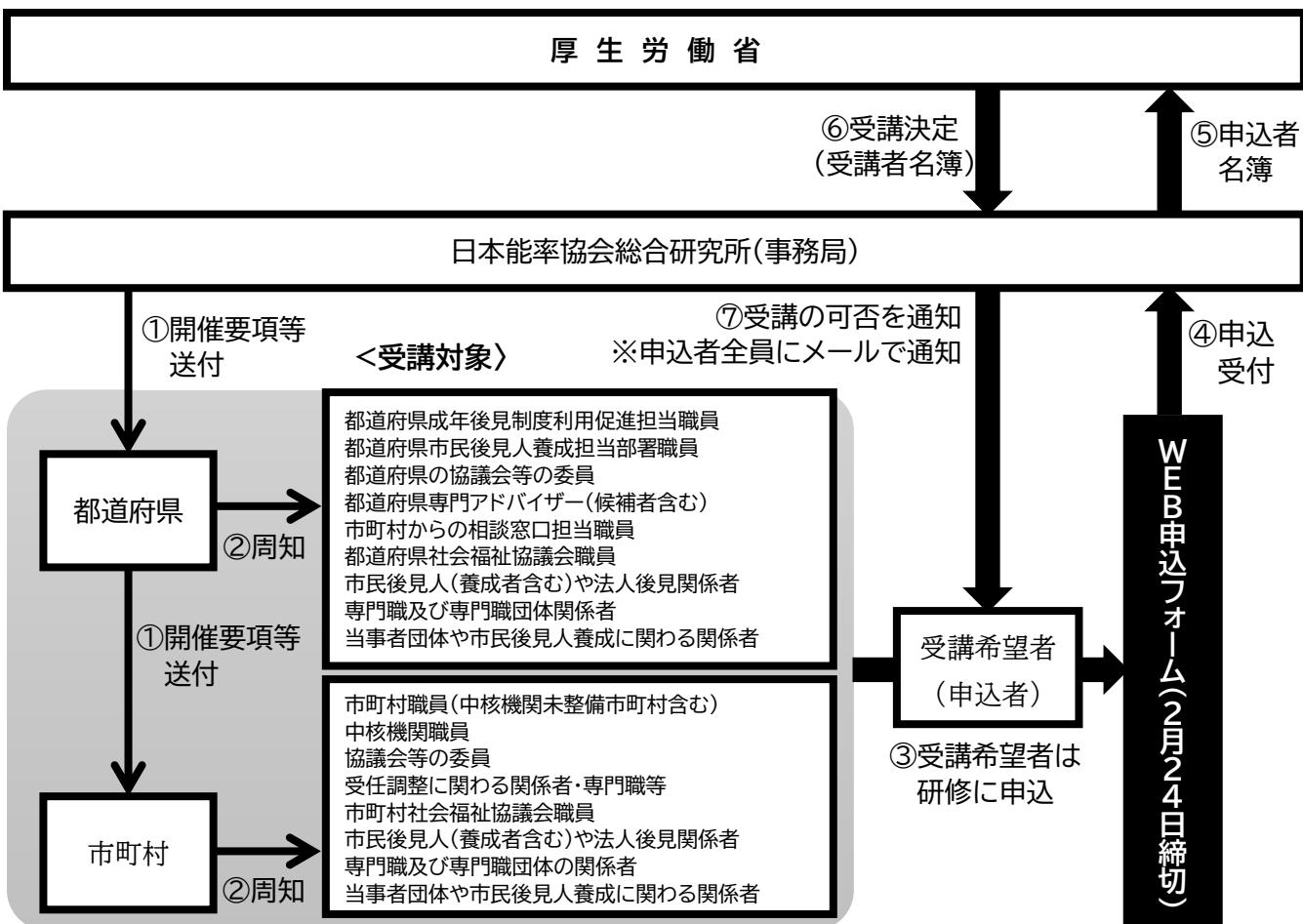
### 3. 日程・定員

研修は、すべてオンラインによるライブ配信で実施します。

研修の日程及び定員は下記のとおりです。なお、表中の英数字(〈S-1〉)は申込コードです。お申込時に、ご希望の研修コードをご確認の上、お申込ください。※ 研修の詳細は、6頁の別表でご確認ください。

研修名	日程	定員
〈S-1〉 総合的な権利擁護 施策に関する研修	【ライブ配信日】 令和8年2月27日(金)13:15~17:00 ※ ライブ配信日程の詳細は、6頁を参照してください。	500名

### 4. 申込の流れ



#### (1) 受講希望者の募集について

##### 都道府県の皆様へ

◆都道府県成年後見制度利用促進担当職員の受講をご検討いただくとともに、以下の受講対象者に開催要項等をメールでご案内いただき、周知へのご協力をお願ひいたします。

- ・ 市町村職員(中核機関未整備市町村含む)
  - ・ 都道府県市民後見人養成担当部署職員
- ※ 市民後見人(養成者)の市民後見人受任以外の活躍の場の1つとして参考になります。
- ・ 都道府県の協議会等の委員

- ・ 都道府県専門アドバイザー(候補者を含む)
  - ※ 体制整備アドバイザー、権利擁護支援総合アドバイザー、意思決定支援研修担当アドバイザー
- ・ 市町村からの相談窓口担当職員
- ・ 都道府県社会福祉協議会職員
- ・ 市民後見人(養成者含む)
- ・ 法人後見実施団体職員(法人後見の支援員含む)
- ・ 専門職及び専門職団体関係者
- ・ 当事者団体の関係者
- ・ 市民後見人養成に関わる関係者(講師等)

#### **市区村の皆様へ**

◆市町村職員や中核機関の受講をご検討いただくとともに、以下の受講対象者に開催要項等をメールや会議等の場でご案内いただき、周知へのご協力をお願ひいたします。

- ・ 市町村の協議会等の委員
- ・ 受任調整に関わる関係者・専門職等
- ・ 市町村社会福祉協議会職員(日常生活自立支援事業の専門員や生活支援員含む)
- ・ 市民後見人(養成者含む)
- ・ 法人後見実施団体職員(法人後見の支援員含む)
- ・ 専門職及び専門職団体の関係者
- ・ 当事者団体の関係者
- ・ 市民後見人養成に関わる関係者(講師等)

※ 中核機関未整備の市町村及び市町村社会福祉協議会等の職員も対象となります。

#### **(2)受講申込について**

##### **受講を希望される方へ**

◆研修案内のメールに記載されている URL(<https://jmar-form.jp/kouken/>)または下記の QR コードより申込サイトへアクセスし、お申込みをお願いいたします。申込方法の詳細は、別添の「令和7年度 成年後見制度利用促進体制整備研修 申込のご案内」をご参照ください。

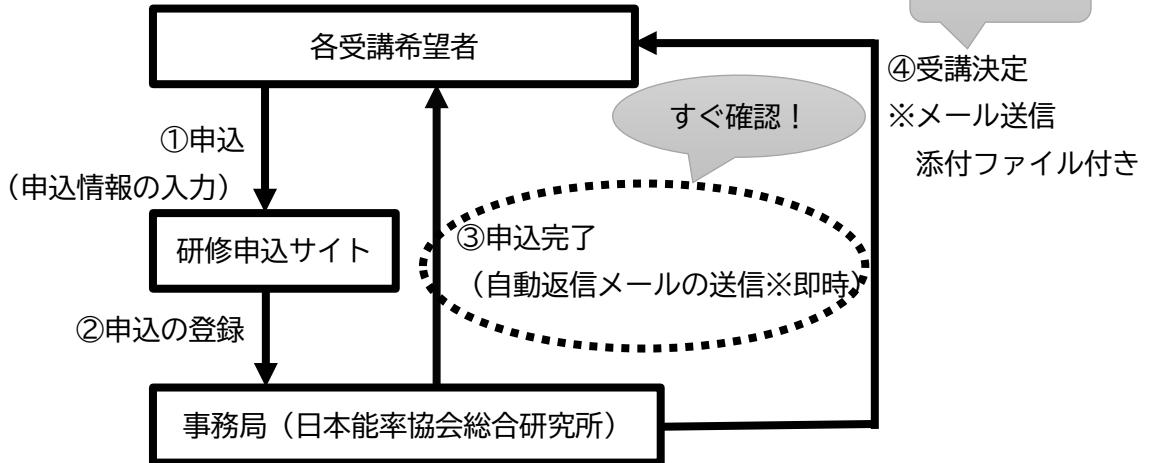


◆お申込みはWEBにて受付します。WEBフォームに必要事項を入力いただくことで完了します。

※なお、申込完了は受講決定を意味するものではありません。受講可否はメールでお知らせいたします。

◆【申込期間】令和8年2月3日(火)～令和8年2月24日(火)18:00

## 図－受講申込の流れ



## 【受講申込時の注意点】

## 1. 申込みについて

- ◆ 申込みは受講希望者ごとに行ってください。同じメールアドレスで複数人の申込みも可能ですが、人數分のメールが届きますのでご注意ください。

## 2. 使用するメールアドレスについて

- ◆ 外部メール(事務局の日本能率協会総合研究所から送信するメール)および添付ファイル付きメールの受信が可能なメールアドレスをお願いします。
  - ◆ Gmail などをご使用の場合、設定により迷惑メールフォルダに振り分けられる可能性があります。メール未着の場合、迷惑メールフォルダおよび設定等もご確認ください。

### 3. 研修資料について

- ◆ 資料は、受講決定時にご案内する URL から閲覧・ダウンロードできます。必要に応じて印刷をしてご利用ください。

### (3)受講決定について

- ◆受講可否は、申込者全員に対して、日本能率協会総合研究所よりメールにてご案内いたします。受講が決定した方には、あわせて詳細のご案内をお送りします。ご送付時期は申込締切日前後を予定しています。
  - ◆なお、定員を超えるお申込みがあった場合、オンデマンド配信および限定公開でのライブ中継・録画配信(演習なし)をご案内する場合があります。

## 5. 研修の受講

## (1) 研修の受講方法

研修はライブ配信(Zoom)で行われます。受講方法の詳細は、受講決定後に別途ご案内しますが、申込時に下記をご確認ください。

## 1. ライブ配信(Zoom)について

- ・ 講師や受講者間でやりとりを行う双方向型の演習を含みます。
  - ・ ご参加にはパソコン・WEBカメラ・マイク等が必要です。
  - ・ ライブ配信中はWEBカメラをオンにしてご参加いただきますようお願いいたします。
  - ・ ライブ配信の録画動画をアーカイブ視聴が可能になります。収録映像に、参加者の姿が映り込む場合がありますのでご了承ください。

## 2. ライブ配信を受講する際の注意点

- ・ Zoom の使用が可能なマイク・カメラ・スピーカー付きのパソコン等をご準備ください。
- ・ 複数人で同室受講の場合、ハウリング防止のための配慮をお願いします。
- ・ 周囲の音を拾うことがありますので、静かな環境の確保をお願いします。
- ・ 安定したインターネット環境が必要です。通信制限や接続制限にご注意ください。
- ・ 動画視聴、ライブ配信参加等には別途通信料がかかり、受講者負担となりますので、ご注意ください。

## 6. 受講料

研修は無料で受講いただけます。

ただし、以下については受講者の自己負担となりますので、予めご了承ください。

- ・オンライン研修に必要な通信料や機材費
- ・自宅外で受講される場合の交通費や昼食代など

## 7. その他

### (1) 研修前に短時間で基礎知識を予習

厚生労働省の特設ページ「成年後見はやわかり」では、成年後見制度の基礎から実務に役立つポイントまで、わかりやすい解説ページや動画を多数掲載しています。掲載されている動画等は、広報・啓発にも利用可能です。関係者にご覧いただくことで、制度理解や利用促進の取組の推進にもつながるなど、幅広くご活用いただいているいます。

また、「意思決定センター」とも関連する権利擁護支援の担い手を増やす活動についても、「成年後見はやわかり」で紹介しております。研修前の予習としてご活用ください。

「成年後見はやわかり」へのアクセスはこちら

<https://guardianship.mhlw.go.jp/news/notice20250707-1/>



「権利擁護支援の担い手を増やす活動」の紹介動画へのアクセスはこちら

<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c219/>



### (2) 本研修に関連するオンデマンド動画の配信

本研修受講者には、以下の5つの意思決定支援ガイドラインや「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の取組を学べるオンデマンド動画を配信します。受講決定時にご案内する URL から閲覧することができます。

- ① 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
  - ② 障害福祉サービス等の提供にかかる意思決定支援ガイドライン
  - ③ 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
  - ④ 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
  - ⑤ 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
- ※ その他、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の取組に関わる動画も配信いたします。

### (3) 意思決定支援関係資料集のダウンロード

本研修受講者は、意思決定支援に関係する各種資料を集約した意思決定支援関係資料集のデータをダウンロードできるようにいたします。最新の情報を確認することができるため、幅広くご活用いただいているいます。受講決定時にご案内する URL からダウンロードすることができます。

## 別表 後見人等への意思決定支援研修 カリキュラム

【演習型の科目：ライブ配信形式】（実施予定時刻）令和8年2月27日（金）13:15～17:00

注1. 内容と時刻は予定であり、変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

時 間	科 目	講 師
12:45	開 場	
13:15～13:20	オリエンテーション	
13:20～13:25	挨拶	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
13:25～16:50 (235分) ※ 途中休憩2回 (20分)含む	<p>【講義】 ・ 意思決定支援の確保を図る取組と ・ 意思決定サポーターについて</p> <p>【実践報告(予定)】 ・ 大阪府八尾市 ・ 埼玉県鶴ヶ島市 ・ 兵庫県芦屋市</p> <p>【講義・演習】 ・ 意思決定サポーターの取組のポイント ・ 市民後見人養成者の活躍の場との関連 ・ 多様な担い手による地域の権利擁護支援 体制の構築に向けて</p>	同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授 永田 佑  厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
17:00	閉 会	

### <個人情報の取扱いについて>

受講者及び申込者の皆様に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用し、その他の目的で使用することはありません。その管理については、日本能率協会総合研究所が定める「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

### <必要な配慮について>

手話通訳等、参加時に配慮が必要な場合は、事前に事務局までお知らせください。

### <研修を中止する場合について>

天災事変その他やむを得ない事由により、開催を中止もしくは変更する場合がありますのでご了承ください。その場合は、受講者に直接メール等でご連絡します。

### <本件に関するご連絡・お問い合わせ先>

株式会社日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部 河野・佐藤

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22

TEL:03-6435-7768 E-mail:seinenkoken@jmar.co.jp